

## 第1章 計画策定にあたって



# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨と背景

### (1) 計画策定の趣旨

今、「子どもの貧困」という言葉が社会の中でクローズアップされています。子どもの貧困とは、相対的貧困の状態です。17歳以下の子どもの生活状況を指しています。相対的貧困とは、国民をそれぞれの可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いた、いわゆる手取り収入）で順に並べたときに、真ん中（中央値）になる人の半分以下しか所得がない状態で生活している状況のことであり、この可処分所得の中央値の半分に当たる額を貧困線と言います。そして、子どもだけの等価可処分所得<sup>\*</sup>を並べたときに、貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない子どもの状況を、「子どもの貧困」と呼んでいます。

厚生労働省「国民生活基礎調査」によると子どもの相対的貧困率は1990年代半ば頃からおおむね上昇傾向で、平成24（2012）年には16.3%となっており、日本の子どもの約6人に1人が貧困状態にあります。平成28（2016）年の国民生活基礎調査では相対的貧困率は15.6%、子どもの貧困率は13.9%に改善しましたが、この時点においてもOECD（経済協力開発機構）が2010年にまとめた子どもの貧困率の平均（13.3%）を上回っており、わが国の子どもの貧困は依然として深刻です。

子どもの生まれ育った家庭や環境は、子どもの生活や成長にさまざまな影響を及ぼします。子どもの学力や、特技、趣味や嗜好は一人ひとり異なりますが、それらが個性として尊重され、一人ひとりの将来の夢や希望の実現に向けて自分の可能性を信じ、前向きに未来を切り開いていく力を身につけるために、すべての子どもに等しく教育の機会が開かれていることが大切です。しかし、現実には生まれ育った家庭の事情等により進学を諦めたり、学習の継続が困難になる子どもがいます。そして、十分な教育の機会を得られなかったことにより、希望どおりの就職ができず、大人になってからも少ない所得で生計を立てざるをえなくなる場合があります。このように、子どもが生まれ育った家庭の経済状況を背景として、大人になってからも子どもにその貧困状況が続いていくことを「貧困の連鎖」と呼んでいます。

本市の将来都市像「夢と活力あふれる元気都市・東大阪」の実現を図るため、「子どもの貧困」をめぐる諸課題に真摯に向き合い、子どもたちが安全に安心して健やかに成長していけるように、子どもの生育環境の整備や教育を受ける機会の均等、保護者への就労支援等の総合的な推進を図る「東大阪市子どもの未来応援プラン」を策定します。

※等価可処分所得とは、世帯の可処分所得を世帯人員数の平方根で割った額のことです。

## (2) 「子どもの貧困対策」をめぐる国の動向

子どもの貧困対策を推進していく必要性を受けて、国は平成 26 年（2014 年）1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同年 8 月には子どもの貧困対策を総合的に推進するために「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。

表：「子どもの貧困対策」をめぐる国の動向

年月	動向
平成 22 年（2010 年）	OECD が、OECD 加盟国の子どもの貧困率の平均を 13.3% と報告
平成 24 年（2012 年）	子どもの相対的貧困率 16.3%（国民生活基礎調査）
平成 26 年（2014 年）1 月	子どもの貧困対策の推進に関する法律施行
平成 26 年（2014 年）8 月	子供の貧困対策の推進に関する大綱閣議決定
平成 28 年（2016 年）	子どもの相対的貧困率 13.9%（国民生活基礎調査）

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 法的位置づけ

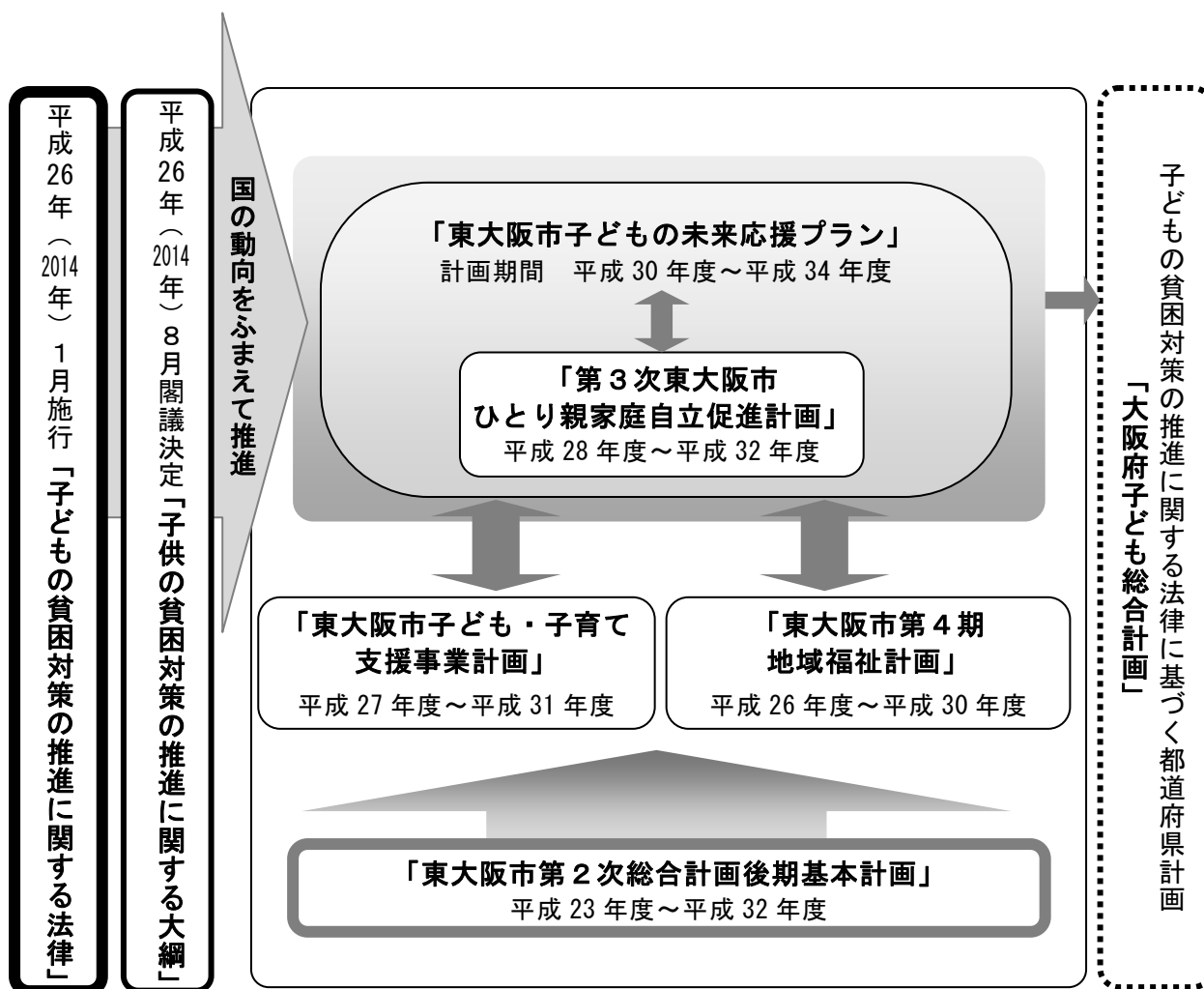
○この計画は、東大阪市における子どもの貧困対策を総合的、計画的に推進するための指針となるものです。

○この計画は、平成 26 年 1 月に施行した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき策定するものです。

### (2) 関連計画との関係

この計画は「東大阪市第 2 次総合計画後期基本計画」を実現するための分野別計画のひとつであり、「東大阪市子ども・子育て支援事業計画」「東大阪市第 4 期地域福祉計画」「第 3 次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」等の各計画と整合性を図りながら策定するものです。今後、計画の推進にあたっては、これらの関連計画との連携を図って推進していきます。

図：関連計画との関係



### 3. 計画の対象

---

この計画は、18歳未満の子どもとその保護者を対象としています。

### 4. 計画の期間

---

この計画は、平成30年度を初年度とし、平成34年度を目標年度とする5年間の計画です。  
ただし、子どもの貧困対策に係る国の方針や社会経済状況等の変動により、必要に応じて見直しを行う場合があります。

※この計画の策定時点（平成30年3月）で平成31年以降の元号が定まっていないため、平成31年度以降も便宜上「平成」と表記しています。

### 5. 計画策定の体制

---

#### （1）東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

この計画の策定にあたって、子どもや子育て家庭の貧困対策について検討し幅広い意見を求めるために、「東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」において、審議を行いました。

#### （2）東大阪市子どもの貧困対策推進委員会

この計画を策定するにあたり、子どもや子育て家庭の貧困対策について、保健・医療・福祉・教育・雇用等の庁内関係機関の担当者の相互連携を図るために東大阪市子どもの貧困対策推進委員会を行いました。

#### （3）東大阪市子どもの貧困対策推進委員会ワーキングチーム

子どもや子育て家庭の貧困対策について、庁内関係機関の担当者の相互の連携を図るため、東大阪市子どもの貧困対策推進委員会ワーキングチームで会議・検討を行いました。

#### （4）子どもの生活に関する実態調査の実施

すべての子どもたちの将来が生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現を目指して、子どもたちの現状を把握し、支援を必要とする子どもやその家庭に必要な施策の方向性を導き出す基礎資料とするため、小学校5年生、中学校2年生、16・17歳とその保護者を対象に、生活実態やニーズを把握するためのアンケート調査を平成29年8月に実施しました。

#### （5）パブリックコメントの実施

この計画の策定にかかる情報を市民に提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、反映させるため、平成30年2月19日から平成30年3月19日までの期間、パブリックコメントを実施しました。

